平成２３年（フ）第４７２９号
大阪市港区磯路３丁目15番23号
債務者　念治加代子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３２号
大阪府八尾市南太子堂６丁目１番15号
債務者　大家　　功
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０号
堺市南区竹城台１丁２番11―409号
債務者　河元　耕三
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
堺市南区竹城台１丁２番11―409号
債務者　河元　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
堺市北区北花田町３丁29番地３　シャトレＫＴ106号、登録原票上の住所堺市美原区小平尾412番地１
債務者　竹中友里こと　朴　　敬淑
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
堺市西区平岡町273番地16、前住所大阪府高石市西取石１丁目３番１―301号
債務者　正田　拓也
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６６号
堺市西区平岡町273番地16、前住所大阪府高石市西取石１丁目３番１―301号
債務者　正田　愛美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３２号
堺市南区深阪南216番地　レオパレス深阪南Ⅰ104号、前住所滋賀県長浜市分木町２番10号
債務者　びわこ住設工業こと　井原　正裕
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
大阪府富田林市須賀３丁目６番18号
債務者　谷川　惇子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
大阪府富田林市高辺台３丁目４―37―402、住民票上の住所大阪府富田林市谷川町３番４―304号
債務者　蓑星　栄三
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
堺市中区宮園町３番６―105号
債務者　稲葉　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
堺市南区桃山台１丁３番４―202号、前住所堺市堺区甲斐町西３丁２番27号　グランディール堺201号
債務者　浦野　　猛
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の140
債務者　櫻井千恵子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
北海道芦別市上芦別町30番地の114
債務者　村上　勝弘
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
北海道芦別市上芦別町30番地の114
債務者　村上冨莎代
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野３番地１
債務者　千田　守和
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２７号
群馬県沼田市上原町1716番地１
債務者　小寺　建策（旧姓和南城）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係